

2 文 科 教 第 328 号  
障 発 0714 第 1 号  
令 和 2 年 7 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長  
殿

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局  
障 害 保 健 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

「 視 覚 障 害 者 等 の 読 書 環 境 の 整 備 の 推 進 に 関 する 基 本 的 な 計 画 」 に つ い て ( 通 知 )

こ の 度 、 文 部 科 学 省 及 び 厚 生 労 働 省 に お い て 「 視 覚 障 害 者 等 の 読 書 環 境 の 整 備 の 推 進 に 関 する 基 本 的 な 計 画 」 ( 以 下 「 本 基 本 計 画 」 と い う 。 ) を 策 定 し ま し た 。

本 基 本 計 画 は 、 令 和 元 年 6 月 に 施 行 さ れ た 「 視 覚 障 害 者 等 の 読 書 環 境 の 整 備 の 推 進 に 関 する 法 律 ( 令 和 元 年 法 律 第 49 号 。 以 下 「 読 書 バ リ ア フ リ ー 法 」 と い う 。 ) 」 第 7 条 に 基 づ き 、 視 覚 障 害 者 等 の 読 書 環 境 の 整 備 の 推 進 に 関 する 施 策 の 総 合 的 か つ 計 画 的 な 推 進 を 図 る た め 策 定 し た も の で す 。 ま た 、 同 法 第 8 条 に よ り 、 地 方 公 共 団 体 は 、 本 基 本 計 画 を 勘 案 し て 、 当 該 地 方 公 共 団 体 に お け る 視 覚 障 害 者 等 の 読 書 環 境 の 整 備 の 推 進 に 関 する 計 画 の 策 定 に 努 め る こ と と さ れ て い る と こ ろ で す 。

つ き ま し て は 、 下 記 に 示 す 本 基 本 計 画 の 概 要 及 び 留 意 事 項 に つ い て 、 十 分 に 御 了 知 の 上 、 読 書 バ リ ア フ リ ー 法 の 趣 旨 を 踏 ま え た 取 組 の 実 施 に 努 め て い た だ く よ う お 願 い し ま す 。

ま た 、 都 道 府 県 教 育 委 員 会 に お か れ て は 所 管 の 学 校 及 び 図 書 館 そ の 他 の 関 係 機 関 並 び に

域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会は除く。）に対し、都道府県知事におかれては管内市町村や所管の学校及び図書館その他の関係機関に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び図書館その他の関係機関に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所管の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては管下の附属学校に対して、下記について周知をお願いします。

## 記

### 第 1 基本計画の概要

#### 1 基本計画について

##### (1) 位置付け

本基本計画は、読書バリアフリー法第 18 条に基づき関係者協議会を設置し、関係者から聴取した意見を踏まえて、同法第 7 条に基づき策定されるものであり、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものである。

##### (2) 対象期間

本基本計画は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までを対象とする。基本計画の策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していく。

##### (3) 基本計画の対象

視覚障害者等について、具体的には視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者であり、これらの者を本基本計画の対象とする。

#### 2 基本的な方針

読書バリアフリー法に規定する 3 つの基本理念を基本的な方針（以下（1）～（3））とし、具体的な施策に取り組む。

##### (1) アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）の普及を図るとともに、アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等を視覚障害者等がより円滑に使える環境を整備することが必要である。

また、障害の状況によって端末機器等を使えない場合や、紙や布といった現物の書籍が必要とされる場面・ニーズもあるため、引き続きアクセシブルな書籍（点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書

籍)の提供を継続するための取組も必要である。

更に、書籍利用のためのアクセシビリティのみならず、書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの改善・向上にも合わせて取り組む必要がある。

## (2) アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)の量的拡充に対応するため、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館(以下「公立図書館等」という。)、点字図書館、国立国会図書館において、各々の果たすべき役割に応じ、アクセシブルな書籍等を充実させるとともに、製作されたアクセシブルな書籍等の共有に向けた図書館間の連携やネットワークを構築することが重要である。また、質の向上のために、書籍等の製作に係る基準の作成や、製作に従事する者の研修が必要である。

加えて、これまでに製作された書籍等について、書籍・電子書籍等の形態を問わずアクセシブルなものにし、長期的にデータとして保存するための取組や、製作者が効率的に作業できるよう出版者から製作者に電子データを提供する仕組みを構築することが効果的である。

## (3) 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

視覚障害者等の障害の種類及び程度によって、アクセシブルといえる書籍等の提供媒体や利用方法は異なるため、読書環境の整備を進めるに当たっては、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な形態の書籍等を用意することが必要である。

## 3 施策の方向性

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の本基本計画期間においては、以下の基本的施策に取り組み、視覚障害者等の読書環境の整備を推進する。

### (1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)

公立図書館等及び国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。

また、点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、公立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用の推進を図る。

### (2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)

インターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援を行い、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進する。

また、国立国会図書館、同ネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等(著作権法第37条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等)の製作を行う者の間の連携強化を図り、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図る。

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第 11 条関係）

特定書籍（著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍）・特定電子書籍等の製作支援のため、製作に係る基準の作成等、質の向上を図るための取組に対する支援を行う。

(4) アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第 12 条関係）

アクセシブルな電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策の推進を図る。

また、視覚障害者等への合理的配慮の提供の観点から、出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策の推進を図る。

(5) 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第 13 条関係）

「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の枠組みに基づき、視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備を図る。

(6) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第 14 条・第 15 条関係）

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行う。

(7) アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（第 16 条関係）

アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発及びその成果の普及に必要な施策の推進を図る。

(8) 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第 17 条関係）

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進する。

また、公立図書館等及び国立国会図書館において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、司書等の資質の向上を図る。

#### 4 おわりに

本基本計画は当面の取組の方向性を示したものであり、今後、更に実態把握を行い、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価を行っていく必要がある。

また、本基本計画に基づき取組を着実に推進していくためには、地方公共団体や関係機関、当事者等多くの関係者の理解が必要であり、丁寧な周知を行うとともに、国において、引き続き、関係者間による協議会を設置し、課題の解決に向けた取組を実施していく。なお、関連施策の実施に当たっては、国は必要な財源の確保に努める。

地方公共団体においても、本基本計画による取組がより具体的に進展するよう組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要がある。

本基本計画に基づく施策の推進を図る際には、その対象者である視覚障害者等には、盲、弱視（ロービジョン）、盲ろう、発達障害、肢体不自由等、様々な特性があることを踏まえて取り組むことが求められる。加えて、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も認識して取り組むことが必要である。

## 第2 留意事項

1 各地方公共団体においては、当該地域における視覚障害者等の読書環境整備の進捗状況等の実情に応じ、読書バリアフリー法第8条に基づき当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定し、以下の関連施策を推進するよう努められたい。

- ・ 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）
- ・ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）
- ・ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）（電磁的記録等の提供促進は除く。）
- ・ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）
- ・ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

2 視覚障害者等の読書環境整備の推進のためには、国、地方公共団体、公立図書館等、社会福祉法人、教育機関、企業等の民間事業者等の関係者相互の連携及び協働が重要であり、視覚障害者等の読書環境整備の推進に当たっては、関係者相互の連携及び協働により積極的に努められたい。なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要であることに留意されたい。

3 各地方公共団体における計画の策定に当たっての各種会議の構成員には、視覚障害者等の読書環境の整備を支援する団体の関係者や視覚障害等当事者が含まれるよう努められたい。

4 司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び司書や司書教諭等の講習を実施する大学その他の教育機関においては、当該養成課程及び講習において、視覚障害者等に対する図書館サービスの内容を学習できるように努められたい。

5 大学等においては、図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携の強化に努められたい。

(添付資料)

- ・別添1 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」概要
- ・別添2 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」
- ・参考資料「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」概要

(参考 URL)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahuku shi/sanka/bunka\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahuku shi/sanka/bunka_00003.html)

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室  
TEL : 03-5253-4111 (内線 3613)  
FAX : 03-6734-3719

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室  
TEL : 03-5253-1111 (内線 3076)  
FAX : 03-3503-1237